



もしかしたら、自分が悪いのでは？

DV

(配偶者からの暴力)について考えてみましょう

いま世界の各地で火薬庫が爆発していますが、家庭の中での紛争も多くなっています。恋人や夫婦と言った親密であるはずの関係の中でふるわれる暴力行為、ドメスティック・バイオレンス(DV)がそれです。「暴力はNO!」、性別、社会の習慣・社会意識などを取り払い対等な立場で語り合える健全な家庭、交際への努力を考えてみませんか。

略称「DV法」知っていましたか。
——あなたを守る大切な法律です

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が略称:DV法の正しい名前です。この法律は、女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力もその対象になっています。夫から妻、恋人同士の男性から女性への暴力などからあなたを守る法律がこれです。配偶者からの暴力は家庭内問題として見過ごされてきましたが、この法律では、配偶者からの暴力は重大な人権侵害だと書いてあります。

こんなことも暴力なのです。内にこもらず、しっかり相談してください。

☆**身体に対する暴力**・・・殴る、ける。物を投げ、突き飛ばす がこれにあたります。
☆**精神的暴力**・・・「役立たず! 飯が食えるのは誰のおかげだ」などの暴言を吐く。
☆**性的暴力**・・・望まない性行為を無理にする。避妊に協力しないなどの行為。
☆**経済的暴力**・・・生活費を渡さない。仕事をやめさせ、経済的に弱い立場にする。
☆**子ども利用の暴力**・・・子どもを取り上げる子どもへの加害など、子どもを通した暴力。

暴力、それはふるうほうが悪いのです
——被害者にならないためにも

暴力に耐えることは美德でもなんでもありません。自分や子どもの安全や尊厳を守ることはあなたの権利なのです。すぐ援助を求めてください。友人や家族の方は、自分の生き方を目安としてさとしたり、「我慢が足りないのでは？」などと言わないでください。被害を受けている方の立場に立って、そうしたことを耳にしたらぜひ専門の相談機関やDVについての正確な情報提供をしてあげてください。

加害者を引き離したいときは?
二つの方法があります

☆**接近禁止命令**・・・加害者が被害者の身辺につきまったり被害者の住所や勤務先などをうろついたりすることを6ヶ月間禁止するものです。
☆**退去命令**・・・加害者の家から2ヶ月間出て行くことを命令するものです。家の付近でもうろつくことが禁止されます。



一人で悩まないでどしどし相談してください。
DVに関する相談窓口は「悩み解決」へのまず第1歩です。

- 婦人相談センターDV相談室(配偶者暴力相談支援センター)・・・048-600-6060
- 犯罪被害ホットライン・・・0120-381-858
- 最寄の警察署・・・局番+0110
- ふじみの国際交流センター・・・049-269-6450

www.ficec.jp/foreign/

●「インフォメーションふじみの」のバックナンバーを見ることができます

自動車の改造は犯罪です！

先月の不正改造車排除運動強化月間で、外国籍の男性が運転する乗用車が、交通違反取締りの警察の目にとまり処分されました。

一般に目にする運転席、助手席窓ガラスへの着色フィルムの貼り付けによるものでした。

これは外国籍の市民だからというものではありません。ほかに白色に光る方向指示器や制動灯の取り付け、消音器の切断や取り外しなど、危険であり住民にとり迷惑な不正改造は禁止されているからです。

日ごろ善良な市民として生活している皆さんにとって、このくらいはと思う自動車の勝手な改造でも、場合によっては事故の原因にもなりまた犯罪を助ける手立てともなります。

自動車は、快適な生活のための交通手段であることに留めておきましょう。

幼稚園等就園奨励補助

幼稚園児のいるご家庭の経済的負担を軽くするために、就園費（保育料）の一部を富士見市では補助しています。

○ 申請できる方 富士見市に住民登録をしている方。3歳から5歳及び平成19年度中に満3歳になる就園児のいるご家庭。平成18年分の所得申請を済ませている世帯の方です。

○ 申し込み方法 幼稚園から配られる書類に必要なことを書いて幼稚園に出してください。他の市や町にも同じようなものがありますので当てはまる方は役所、役場でお尋ねください。富士見市では、教育総務課が窓口になっています。

子どもと共に育つ親の会 8月予定

ふじみの国際交流センターが毎月実施しています「子どもと共に育つ親の会」は、共に幼児を持つ外国籍の市民と日本人が、一緒になってテーマを決めながら、子育ての楽しみや苦労を分かち合おうという、珍しい行事です。

生まれて間もない会ですが毎月多くの参加があります。7月は夏ぴったりの企画「オリジナルうちわ」を作り、素敵な思い出作りとなりました。皆さんの参加もお待ちしております。

8月の予定は次の通りです。

<日時> 2007年8月28日(火)

<場所> 山崎公園(富士見市)

<連絡> 参加希望の方はメールかお電話で
oya@hansokuya.com TEL 256-4290

児童扶養手当の更新手続きを

富士見市では現在、児童扶養手当（おもに母子家庭の方に支払われる手当）の更新を行っています。

児童扶養手当を受けている方は、期間中に更新手続きをしてください。

○ 期間 8月6日(月)から10日(金)

午前9時から午後4時30分

○ 場所 富士見市役所1階全員協議会室

(当てはまる方へは7月下旬に通知書が送られていますので確認してください。お分かりにならない方は、富士見市子育て支援課かふじみ野国際交流センターにお尋ねください。)

**私費留学生を応援します！ 知っていますか、「留学生見舞金制度」**

外国で病気になることは、どんなに不安なことでしょう。その心配を少しでも減らそうということで生まれた制度が「留学生見舞金制度」です。埼玉県国際交流協会が、(1)埼玉県内に住み、埼玉県内の大学で勉強している(2)私費留学生が、(3)病気や怪我をして一定期間病院に入院したとき、見舞金を支給するという制度です。見舞金の金額は1回限りで3万円が支給されます。

● **利用方法** ①各大学に有る「外国人留学生見舞金支給申請書」 ②医師の診断書 ③銀行通帳のコピー ④学生証のコピー ⑤外国人登録証明書のコピー を埼玉県国際交流協会に送ってください。詳しくは、埼玉県国際交流協会にお問い合わせください。

(財) **埼玉県国際交流協会** 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5浦和地方庁舎3階
TEL 048-833-2992 FAX 048-833-3291

www.ficec.jp/living/

● 6カ国版の生活が 1 を掲載しています